

介護老人保健施設はまなす苑

指定介護予防通所リハビリテーション

指定通所リハビリテーション

運 営 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、介護保険法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）その他関係法令通知の定めるもののほか、医療法人 明仁会（以下「当法人」という。）が設置経営する介護老人保健施設 はまなす苑介護予防通所リハビリテーション事業所並びに通所リハビリテーション事業所（以下「当事業所」という。）の運営に関する重要事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 当事業所は、利用者の介護予防に資するよう、また、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、当事業所に通所して理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所のサービスは、利用者の介護予防、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

2 当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず拘束をする場合は、利用者又はその家族に説明のうえ、医師の指示の下に行うとともに、その状態、経過、心身の経過及び拘束の理由等を診療録に記録する。

また、当事業所は従業者に対し身体拘束防止のため、事業所内外の研修等に参加させるなどの必要な措置を行う。

3 当事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

4 当事業所は、利用者とのコミュニケーションを図るとともに、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかける。

5 当事業所は、サービスの提供にあたって介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 当事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 介護老人保健施設 はまなす苑

(2) 所在地 むつ市大字奥内字金谷沢 1-167

(従業者の職種及び員数)

第5条 当事業所における従業員の職種及び員数及び職務内容は、別表第1-1のとおりとする。

(営業日、営業時間及び定員)

第6条 当事業所の営業日は年末年始（各年毎に決定）及び日曜日を除く毎日とし、各曜日毎に定める単位ごとの営業時間及び利用定員は別表1-2のとおりとする。

(介護予防通所リハビリテーション並びに通所リハビリテーションの内容)

第7条 当事業所は、利用者に対し、次に掲げるサービスの提供を行う。

- (1) 当事業所は、介護予防通所リハビリテーション費、通常規模型通所リハビリテーション費を算定し、サービスの提供時間は別表第1-2の時間内とする。
- (2) 当事業所は、介護予防通所リハビリテーション計画または通所リハビリテーション計画（以下「リハビリ計画」という。）において食事の利用を行うことになっている利用者に対し、食事を提供する体制を確保する。食事の提供時間は、次のとおりとする。

昼食 12:00 から

(3) 当事業所は、利用者の居宅と当事業者間の送迎を行う。

(4) 当事業所は、利用者に対し入浴介助を行う。

(5) 当事業所は、個々の利用者に応じて作成したリハビリ計画に基づき、次に掲げる訓練を行う。

ア 運動療法

イ 物理療法

ウ 歩行訓練、基本的動作訓練

エ 治療ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練

オ 日常生活動作に関する訓練

カ 自助具適用・使用訓練

(通常の事業の実施地域)

第8条 当事業所が通常の事業を行う地域は、むつ市、東通村の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 当事業所の利用料は、別表第2のとおりとする。

2 利用料の徴収にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、療養生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2 利用者は当事業所で次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2) 指定した場所以外で喫煙すること。

- (3) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政路活動を行うこと。
- (4) その他、この規程の定めに反すること。

(非常災害対策および事故防止対策)

第11条 当事業所は、消防法施行規則第3条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策を行う。

- 2 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務は、事務長 真手春彦（消防法第8条に定める防火管理者）が行う。
- 3 消防訓練及び非難・救出訓練は、年2回以上実施する。
- 4 当事業所は施設における事故発生、再発の防止のため次の措置を講ずる。
 - (1) 事故発生防止のための指針の整備
 - (2) 事故発生時等の報告、改善策を周知徹底するための体制整備
 - (3) 事故防止委員会および事故防止研修会の定期的な実施
- 5 前項の措置を適切に実施するため、施設長 高橋賢二を担当者とする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第13条 当事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策検討委員会を定期的に行うとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(センター長 大橋雅之)の設置

(就業環境の確保)

第15条 当事業所は、適切な通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動または優越的関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他事業所の運営に関する重要事項)

第16条 当事業所は、原則として月ごとに、職員の日々の勤務時間、職務の内容等をあきらかにした勤務表を作成し、これを掲示する。

2 当事業所は、従業員の資質向上のため、研修の機会を設ける。

3 当事業所が提供するサービスのうち、外部に委託して行うものの種類とその委託先は、次のとおりとする。

洗濯業務 (株) 共立寝具

4 当事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、当施設は、あらかじめその事項を従業員との雇用契約に盛り込むものとする。

5 当事業所が提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情の窓口として支援相談員をあてると共に、事務室前に「意見箱」を設置する。

6 当事業所のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償するものとする。このため、当施設はあらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。

7 当事業所は、利用者への介護予防通所リハビリテーション並びに通所リハビリテーションの提供に関し、リハビリ計画書、診療録、看護・介護記録、機能訓練その他必要な記録を整備する。利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合は、当施設は原則としてこれに応じる。ただし、家族からの請求については、本人の同意が得られない場合は、これに応じないことができる。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか当事業所の運営に関する事項は、重要事項説明書(利用約款)に定めるほか、利用者及びその家族と当法人が協議して定める。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。
この規程は、平成１８年１月１日から施行する。
この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
この規定は、平成２６年４月１日から施行する。
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
この規程は、令和元年１０月１日から施行する。
この規程は、令和２年４月１日から施行する。
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
この規程は、令和４年１０月１日から施行する。
この規程は、令和６年４月１日から施行する。
この規程は、令和６年６月１日から施行する。

別表第 1 - 1

職 種	員 数			職 務 内 容
	常勤	兼務	常勤換算	
医 師	老健本体医師と兼務 1 人			利用者の病状を把握し、利用者の診察・健康管理及び保健衛生指導に従事する。
看 護 職 員				医師の診療補助及び看護ならびに利用者の保健衛生管理及び日常生活の援助に従事する。
介 護 職 員	1 人	2 人	1 人	利用者の日常生活の援助に従事する。
作業療法士	3 人		0.5 人	利用者の機能回復の促進及び機能低下を予防する業務に従事する。

別表第 1 - 2

営 業 日	営 業 時 間	実 施 単 位
月曜日～土曜日	9 : 00～15 : 30	1 単位（1 単位 20 名 但し 2 単位めは 10 名）

別表第 2

区	分	金	額
通所リハビリテーション費	1 時間以上 2 時間未満	要介護 1	日額 3 6 9 円
		要介護 2	日額 3 9 8 円
		要介護 3	日額 4 2 9 円
		要介護 4	日額 4 5 8 円
		要介護 5	日額 4 9 1 円
	2 時間以上 3 時間未満	要介護 1	日額 3 8 3 円
		要介護 2	日額 4 3 9 円
		要介護 3	日額 4 9 8 円
		要介護 4	日額 5 5 5 円
		要介護 5	日額 6 1 2 円
	3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	日額 4 8 6 円
		要介護 2	日額 5 5 1 円
		要介護 3	日額 6 4 3 円
		要介護 4	日額 7 4 3 円
		要介護 5	日額 8 4 2 円
	4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	日額 5 5 3 円
		要介護 2	日額 6 4 2 円
		要介護 3	日額 7 3 0 円
		要介護 4	日額 8 4 4 円
		要介護 5	日額 9 5 7 円
	5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	日額 6 2 2 円
		要介護 2	日額 7 3 8 円
		要介護 3	日額 8 5 2 円
		要介護 4	日額 9 8 7 円
		要介護 5	日額 1, 1 2 0 円
	6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	日額 7 1 5 円
		要介護 2	日額 8 5 0 円
		要介護 3	日額 9 8 1 円
		要介護 4	日額 1, 1 3 7 円
		要介護 5	日額 1, 2 9 0 円

	加 算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 8. 6% サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 2 2 円/日 入浴介助加算（Ⅰ） 4 0 円/日 若年性認知症利用者受け入れ加算 6 0 円/日 重度療養管理加算 1 0 0 円/回
介 護 予 防 通 所 リハビリテーション費		要支援 1 2, 2 6 8 円／月 要支援 2 4, 2 2 8 円／月
	加 算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 8. 6% サービス提供体制加算Ⅰ 要支援 1 8 8 円/日 要支援 2 1 7 6 円/日
食 費		昼 食 代 5 3 5 円
教 養 娛 楽 費		（１）クラブ活動費の材料費 実費 （２）行事の材料費 実費